

○大学院生の早期修了に関する規程

(目的)

第1条 本学大学院学則第17条ただし書き並びに第18条第4項ただし書きに定められている大学院生の早期修了に関して、本規程を定める。

(修士課程早期修了の要件)

第2条 修士課程の早期修了が認められる学生は、本学大学院学則第17条に定める所定の要件を満たす者とする。ただし、専修科目における「特論演習」に関しては当該学生の修了年月の属する学期までに開講されているものの単位修得をもって足りるものとする。

(博士課程早期修了の要件)

第3条 博士課程の早期修了が認められる学生は、本学大学院学則第18条に定める所定の要件を満たす者とする。

(博士課程早期修了に向けた特殊演習の履修)

第4条 当該学生の指導教員は、特殊演習の履修計画を別紙1 早期修了に向けた履修申請書に記載のうえ当該専攻の大学院委員会へ提出する。

2 当該専攻の大学院委員会にて承認された履修申請について、大学院専攻長会議を経て、大学院委員会の意見を聴いて、学長が承認可否を決定する。

3 上記のとおり、早期修了に向けた履修申請が早期修了を希望する学期の開始前までに承認された場合、当該学生は半期において複数の特殊演習を配当学年・学期に依らずに履修することができる。

(申請手続)

第5条 当該学生の指導教員は、早期修了を希望する学生の申し出を受けて、学位請求論文の提出時に別紙2 早期修了申請書を添えて学長へ提出する。

(早期修了可否の決定)

第6条 早期修了の可否については、本学大学院学則第22条の定めによる。

(事務)

第7条 大学院生の早期修了に関する事務は、学事部教務課が所管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙(早期修了に関する申請書)

別紙 1 早期修了に向けた履修申請書

[別紙参照]

別紙 2 早期修了申請書

[別紙参照]